

埼玉県人権教育推進協議会会議録

開催日時	令和元年7月22日（月） 午後2時～午後4時
会場名	埼玉会館 4A会議室
<p>(出席委員名)</p> <p>・松澤 正 ・福田 弘 ・栗山 昇 ・島野 隆司 ・宮内 礼子 ・野口 英夫 ・渡辺 大輔 ・石井ナナエ ・石川 一浩 ・大谷 礼子 ・新島 善弘 ・椎名 久和 ・森 政一 ・島田 悦子 ・柿沼 光夫 ・関口 充 ・西川 達男 ・猪狩 孝子 ・加藤 英明</p> <p>(欠席委員名)</p> <p>・堀越由喜子</p>	
<p>1 報告</p> <p>(1) 令和元年度人権教育課事業概要について</p> <p>○ 資料4（令和元年度人権教育課事業概要について）に基づき説明</p> <p>【質疑応答】</p> <p>委員： 平成28年度に人権に関わる3法の施行があり、その中で「部落差別解消推進法」の施行から数年経った。平成14年に地域改善対策特定事業に係る特別措置法が終了となって、しばらく経つが、その間に、同和問題を人権教育の1つとして位置付けて取り組んできた。振り返ってみると、その間、同和問題についての取扱いがかなり少なくなってきたと思う。</p> <p>先ほどの事業概要の説明の中で、特に、若い先生方を中心に、同和問題に対する取組があるかどうかについて伺いたい。</p> <p>事務局： 平成30年度に「人権教育に関する実践指導資料」を学校に配布したところであり、この資料の第1章に、個別の人権課題として同和問題を取り上げた。</p> <p>この資料には、主に同和問題について理解を促進する内容や、授業実践事例、学習指導案を掲載している。最近では、若い先生方が多くなっているため、この資料を見ていただくと、どのように指導すればよいか分かるようになっている。</p> <p>もちろん、資料を配布しただけでは十分に伝わらないので、管理職や人権教育担当者を対象とした研修会で、本資料を活用するよう伝えている。なお、教員の初任者研修や年次研修においても、引き続き、同和問題についての研修を当課の職員が出向いて行うこととしている。</p> <p>委員： 15年くらい前の校内研修では同和問題の研修を行ったが、ある時から、ほとんど拉致問題一色の時期があり、それも当時の事情からすると致し方ないと思うが、現実には、インターネットで相変わらず同和問題が発生している。しかし、単に、県が資料を作って学校に配るだけでは、なかなか浸透していかない、学校はとても忙しい現場であるという現状を伝えたいと思う。</p> <p>事務局： 同和問題については、13の人権課題の1つとして、バランスを考えながらも、今委員が言われた現状もあることを踏まえ、同和問題の指導に不安がなくなるように研修内容を深めるなど、事務局としても工夫改善を図っていききたいと思う。</p>	

委員： 教職員等の研修について、資料に「女性・子供・同和問題等の人権課題について理解を深める。」とあるので、ここを今年度の重点課題であると考えてよいのか。

事務局： 今年度は、特に最近の傾向として、児童虐待への関心が高まっているので、まずは、児童虐待についての研修を中心に行う。それから、北朝鮮当局による拉致問題についても取り組んでいる。ただ、その他の人権課題に触れないことはない。もう一つは、新しい「人権感覚育成プログラム」の周知徹底が今年度の喫緊の課題であり、この指導者養成が重点である。よって、この3点を今年度の柱として考えている。

委員： 「実践指導資料」の学習指導案のことが話に出ていたが、実際に現場では、これを使える時間はあるのか。

事務局： 実際問題として、これをどの時間で扱うかについては、各学校の教育課程に任されている。いずれにしろ、各学校で年間指導計画を立てており、時間を確保して活用していただいていると考えている。

2 協議

(1) 児童虐待防止に向けた学校の役割について

○ 資料5（児童虐待防止に向けた学校の役割について）に基づき説明

【協議】

会長： 今年度最初の会議でもあるので、自己紹介も兼ねて、様々な立場の皆さんから児童虐待防止に向けた学校の役割についてお考えを頂戴したい。なお、児童虐待の防止は、行政、NPOなどの団体、地域住民などを含めた全県的な取組であるが、今回の協議は、その中の「学校の役割」若しくは、学校を支援する「教育委員会」に関することであるので、御留意いただきたい。

委員： 先ほど、事務局から説明があった「埼玉県虐待禁止条例」であるが、議員提議案として制定された条例である。県議会でも、児童虐待について問題提起しているところであり、それをしっかり捉えていくためにはどうしたら良いかと考えていた。この条例を作る時には、弁護士、あるいは警察などへの相談、それから学校関係者や様々な団体とも重々協議をしたところ、児童虐待だけではなく、高齢者の方々に対する虐待への対応なども必要であるとして、様々な問題を1つにまとめた上で、この「禁止条例」を作った経緯がある。

なお、県議会にはいくつかの政党があるが、この条例については全会一致で制定したものである。そういった意味でも、埼玉県で国内初の条例ができたが、他の都道府県でも続いていただき、こういった虐待が少しでも無くなればと思っている。現場の方々は、大変だろうがよろしくお願ひしたい。

委員： 小中学生を対象にSOSミニレターについて、子供たちからは、先生にも親にも相談できないことが、人権擁護委員宛てにミニレターが届く。そのミニレターを人権擁護委員が一通一通全て、返事の手紙を書き、返信が子供たちに直接届くようにしている。

ある事例で、事実を確認したところ、今まで教職員も対応していなかったとい

う事実が発覚したこともある。そこで、校長を中心として、学校全体で、被害者をはじめ児童一人一人を見守る体制を構築したところ、被害者が落ち着いて登校できるようになったことがある。したがって、やはり、一教員の問題ではなく、学校全体として、校長が主体となって、そういう問題に真剣に今後取り組んでいくべきではないかと思う。

委員： 私は、市PTA連合会の部会で保護者が集まる際に、昨年度作成のリーフレットを持っていき、知っているかどうかを聞いたが、手が挙がらなかった。折角作ったものが役に立っていないのではないか。そこで、私は、内容を一つ一つ丁寧に説明し、ホームページにも掲載されており、ぜひ見てほしいということ、可能ならば、今この場で、スマートフォンで見てほしいとも説明した。

今年度、改めて中学校の保護者への啓発資料として配布することなので、前回のよう、普通に配布されてしまうのではないかと懸念している。

PTAのほとんどは保護者であるので、保護者内での周知も必要であると感じている。もしかしたら、自分が児童虐待をしている立場なのかもしれない、もしかしたら、周りの保護者がそれに近いことをしているのかな、という気付きも必要だ。したがって、今後、PTA活動を通じた取組もあった方が良くはないかと思うが、同じ立場の人間が話をするというのもなかなか難しいとも思う。例えば、私は家庭教育アドバイザーをやっており、そこで児童虐待の防止について扱うような環境づくりができると、更に良いのではないかと思う。

委員： 白岡市には、町ぐるみで地域の子供たちの健全育成を目指した「町ぐるみ白岡」という、市内全ての小中学校や県立学校を含めた組織があり、各学校にあるおやじの会や学校応援団などの組織を集めて、情報交換会を行っている。

そういう中で、児童虐待について保護者に集まってもらって話をすると、たまに、とっても辛い話が出てくる。しかし、自分でなかなか訴えられないことを、他の保護者にも聞いてもらいたいということで、聞いている方もショックを受けることもあるが、それをみんなでカバーし励まし合って、同じ市民として仲良くできるような取組を少なからずやっている。

町ぐるみで市民の安全というか、平和な家庭をつくろうという努力しているところである。

委員： 2、3年前に児童養護施設の性的マイノリティについて調査をしたところ、子供が性的マイノリティで、親から虐待を受けて児童養護施設に入ったが、児童養護施設には、男女別に分かれるルールがあって、そこでも受け入れられなくなって、結局、家庭に戻されてしまうという最悪のケースが出ている。

子供が性的マイノリティで、母親が子供をサポートしても、父親や祖父母が全く受け入れてくれなくて、結果的に母親が孤立してしまうケースがあった。

しかしながら、例えば、PTAが教職員と一緒に学習会などを開いて、性的マイノリティ、性の多様性のことなどをみんなで学習したところ、その時に、関係する保護者が他の保護者の方と繋がることができ、少し安心したというのも聞いている。そういった形で、学校、保護者、地域が繋がることのできたら良いと思う。

委員： 資料に「保護者に対して児童虐待防止のための教育、啓発の実施」とあるが、暴力を奮う親の方にアンケート調査をするのは無理なのだろうかと思う。結構、親がどこにも話せないで思い悩んでいるようなこともあるので、例えば校長先生と話そうとか、保健室の先生に聞いてもらえる機会を作ろうとか、そういうことに繋がると良いのかなと思う。私たちは、NPOとして活動しており、DVの被害を受けた母親たちにアンケートをするが、何でDVが始まったのかと聞いてみると、色々な問題が見えてくる。したがって、児童虐待を自分自身がしているという自覚がある親に対して、そんな調査ができれば、もしかしたら防止に繋がるのではないかと思った。

委員： 本校は、知的障害の学校である。学校の役割ということだが、知的障害の子供たちなので、教員等は子供の様子をよく見ている。今、学校としてできることは、教員間の情報共有であり、学校内で情報共有のルールをしっかりと作り、どんな些細なことがあっても、担任から管理職まで、情報がきちんと上がってくるという仕組みを作っている。

もう一つは、日頃からお世話になっている児童相談所、市町村教育委員会、警察など、周りの関係機関との連携が非常に大切であり、色々な形で、学校から連絡する場合もあるし、児童相談所などからも連絡をもらうような関係ができています。そういう実態からも、連携は非常に大事だと考えている。

委員： 委員から、校長が主導してほしいと聞くたびに、校長の役割は大きいなと思っている。

児童虐待については、最近、生徒が自分から、こういう虐待を受けていると申し出てくることが増えてきた。このことを児童相談所に相談すると、最近では、本当にすごく早く動いてくれて、結果、生徒が一時保護されたということもあり、児童相談所も大変だなと思っているところである。

あと、一方で、児童虐待やいじめ、自殺防止のために、これをチェックしろ、あれをしろという、何かアライバイを作っているように思える。こういう言い方をしてはいけないが、だんだん息が苦しくなっていくように、これは学校の責任だとなりがちだ。何か事件があった時に、学校は知らなかったとなると、学校が何もしていないかのように思われ、何だかいたたまれない。

したがって、本来は、個別の人権について、このように取り組んでいこうということだけではなくて、お互いを尊重する人権教育の根本を一番大事にしていくべきではないかと、声を大にして言いたいと思っている。

委員： 広い意味で話をしたい。私は高校の教員であるが、先週の日曜日に、高校の教員採用試験があった。ここ最近、教員を希望する若者が年々減少している。そのような状況に何故なっているかというところ、やはり学校現場が、非常に多忙化していて、ブラックとまで言われている所以もあるのかなと思う。直接、子供と関係のない仕事が増えている、本来大事にしなければならない子供たちと触れ合う時間が極めて減少しているように感じている。

そういった中で、このような児童虐待のような懸案も極めて重要なことと思うが、やはり、根本的には、教職員の数が足りなすぎる。やはり条件整備が重要ではないかと思っている。

委員： 今日、ここに来るときに横断歩道を渡ろうとしたら車が停まってくれた。どうもとお辞儀をして渡り始めたその瞬間、スマートフォンを片手に持った中年くらいの女性が、私にぶつかりそうになった。それから、自転車の逆走も多い。

私は、小学校におり、児童虐待とかもあるが、結局、公共心というのがものすごく大事だと思う。例えば、小学生相手に、自転車の二人乗りがどうの、逆走がどうのという話をすると、子供たちからは、それはいけないと言うし、分かってもらえる。けれども、年齢を重ねていくにしたがって、そういう公共心的なものがだんだん薄れていく。学校でやったことはそこでおしまい、社会に出たら周りの大人を見ようとなっていくのが、今の状況ではないだろうか。

学校でも児童虐待の防止や予防についてやれるだけのことはやっていこうと思う。しかし、それはあくまでも、意識付けであり、その時だけのことでもあって、そこから先の人生の方が長い。その辺りの限界はやはり自覚しつつ、学校、家庭、地域の三者が協力してやらないと厳しいだろうなと感じている。

委員： 資料に「家庭や地域の関心を高める啓発活動」とあるので、公民館で行っている人権についての講座の事例を話させていただく。

平成15年度から、18館ある全ての公民館で、年6回、人権講座を開催するという事になっている。私がいる公民館で、今年度も、主な人権課題として、女性、高齢者、障害者、それから、大きなテーマとして子供の人権を入れていく。先ほど話があったように、社会での啓発がとても大事だと感じているので、公民館としてさらに力を入れてやっていきたいと思う。

委員： 今年度から研修事業を担当している。先日、全国の女性センター、男女共同参画センター等、様々な相談を受けている施設の職員を対象に研修を実施した。その中で、児童虐待やDVが非常に増えており、深刻な問題として取り上げられていた。そうした中で、非常に重要なのは、やはり各機関との連携だと思う。

他にも、学校の教員向けの男女共同参画推進研修などもやっている。いつも、教員はとても忙しく、ただでさえ、子供たちに色々なことを教えなければいけない中で、男女共同参画についても教えていくのは難しいと言われている。その上、更に、虐待に関して、教員たちが子供たちの微妙な変化や、あざがどうなのかなど、目を配るといのはとても大変だと思う。保護者が子育てに悩むだけではなく、家庭の中で、例えば無職になってしまうとか、先行きが不安とかを抱えているが故に、どうしても立場の弱い人たちを虐待してしまうという問題もあると思う。したがって、保護者が子育てや配偶者のDVに悩んでいるかもしれないので、せつかく連絡先を載せるのであれば、女性センターなど様々な機関を、リーフレットに載せて、自分に一番合う所に連絡できるような形が取れないのか。

また、「児童虐待のない社会を目指して」というと、理想論を掲げているような感じがするが、「お父さん、お母さん悩みはないですか」とか、そのような呼びかけのようなリーフレットにすると、もう少し開かれたような気持ちになるのではないかと思った。

委員： 先ほど、学校の先生が非常に若返ったという話が出たが、ある時、若い先生から、子供に対して親の言葉がひどいという話が出たので、その時先生はどうしたのかと聞いたら、それは親の言葉ですからとの返事であった。若い先生が親の子

育てに口を挟むのは現実的に難しいのかなとも思った。そのようなこともあって、やはり学校の先生だけで児童虐待の問題に取り組むというのは難しいかなと思う。先ほど、連携が大事という話もあったが、一つ何かが起これば、要保護児童対策地域協議会を開いて、児童相談所や警察等にも協力いただいている。ただ、児童相談所はとても忙しいので、色々な会議等に呼んでも、大きな事案がある場合は出席いただけるが、一般的な生徒指導など色々な問題の会議だと、最近はなかなか出席いただけないので、よほど忙しく、人が足りないのだなと思っている。いずれにしろ、色々な機関との連携を、学校の教職員が躊躇しないで行えるような体制にしていかなければならないと思っているところである。

委員： 小さな町でさえ、年間数件、児童相談所を通して、DVで母親と子供が、父親を残して遠くへ行かなければならないなどの事案がある。ただ、DVや児童虐待については、担任の段階で色々に対応を進めていくので、結果的に、校長まで情報が上がるのに、時間がかかるということも現実にある。

そこで、校長が主体となって対応を進めるよう、教育委員会としても働きかけたところ、ここにきて、どんな些細な情報であっても、担任が即、校長に上げ、校長は教育委員会にと、情報を上げるようになっていく。

こういう状況で、スピード感をもって取り組むには、やはり校長が主体となって、すぐに教育委員会、町の行政、児童相談所と、ルートを作って対応することが必要だと、今日の意見を聞いて改めて自信をもった。

委員： 日頃から学校現場には、児童相談所から、児童の安全確認とか児童虐待の調査とか、御協力いただいている。また、先ほども話が出たが、可能な範囲で、どうしても限られた人員の中で対応しているので、出席要請に応えられなくて申し訳ないと思っている。児童相談所の方も、ここ3年間で支所を増やすという方針が国から示されており、県でも、昨年あたりから増やしている。先ほど、若い教員が増えているという話もあったが、児童相談所にも、若い職員が多くなっており、そういった職員が一生懸命に対応している。

先ほど、委員からも話があったが、中学生、高校生になると子供自身が学校等に相談ができるようになるのかなと思う。学校で傷を発見し、子供が強く言わないが状況や様子がおかしいので、学校から通報するといったケースと違って、性的虐待については、なかなか外見からは分からないものなので、何かのきっかけに先生に相談をして、児童相談所に上がってくるのかなと思う。

全体として人権教育の中で、他の人の人権を学び大切にするという部分もあるが、やはり自分の人権を大切にすることを学ぶと、自分がされていることはおかしいのではないか、誰かに相談してみようというふうに繋がっていくのかなと感じている。

あとは、子供からの訴えをどう受け止め、どう返していくのか。たまに、子供が先生に相談したのだけれども、「ふう〜ん」という感じで終わってしまったということがある。子供自身も相談したらどうなるのだろうか、不安をもって先生に相談しているので、何かしらのリアクションというか、次も相談したくなるように、対応してもらえると良い。

委員： 以前、小学校や中学校で相談員をやっていた。その際に、児童虐待の案件もいくつかあったが、どこの学校においても、虐待においては担任、学年主任、養護教諭、教頭、校長と申し送りがされ、親身に話し合いをしていて、情報共有されていることが多かった。

その中で、保護者への働きかけとして、例えば、実際に子供の怪我やあざについて、担任や養護教諭、教頭先生が保護者に聞いても、保護者からは「違う、子供が転んだ。」というふうになると、深く追及できない部分もあった。ただ、そこで見捨てるわけではなく、色々な人に申し送りをしながら、その後も忙しい中、担任も対応していた。先生方の仕事は大変だと思うが、積極的に働きかけており、学校の対応が全くできていないということは無いと感じている。

そういう中で、児童相談所も忙しい、学校も手一杯という中で、児童虐待を少しでもスムーズに解消するために、第三者的な機関も必要になってくるのではないかと感じている。保護者も相談をしたくてもできないこともあるので、どこか相談機関としてできれば良いのかなと思う。

委員： 分かりやすいリーフレットであると思う。ただ、単に件数が増加していることを並べるのではなく、こういうことを私たちがすることによって件数を減らすことができるんだよ、じゃあやってみようか、という意識付けができるリーフレットもあったら非常に良いのではないかという気がした。

あと、心理的な虐待は証明するのが大変難しい。私の知り合いの医者からも、子供が心理的な虐待を受けているが、どうしたらよいのかと相談を受けたことがある。そこで、仮に、医者から、市町村に言ったとしても、それを証拠として示すものがない。結局、やはり警察を通したり、弁護士を通したりして、確かに心理的虐待があった、ということにならないと、なかなか立証することができない。場合によると、医者が逆に訴えられる可能性があるとも聞いた。したがって、児童虐待を見つけた時に、助けてあげたいという気持ちがあっても、それを立証する、もしくは相談する場所が非常に分かりにくいというのがあるのかなという気がしている。

会長： 大変貴重な御意見に感謝する。本日の委員の皆様からいただいた意見を、今後の県教育委員会の人権教育の施策に生かしていただければと思う。

(2) その他

【質疑応答】

委員： 今、何か事件が起こると、児童相談所がクローズアップされる時代である。いわゆる児童相談所とのネットワーク、すなわち、学校と児童相談所の関係、あるいは警察、民生委員、そういった横のつながりといったネットワークは、現在どのようなになっているのか。

委員： 各市町村単位で要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協があり、そこには、児童相談所や警察も入るし、学校、福祉関係者も入っており、そこで、少なくとも代表者会議といって、年1回、それぞれ各組織の代表者が集まっている。それから、各ケースの進行管理の会議を、市町村によっては月1回のところもあれば、2、3か月に1回のところもあるが、要対協で行っている。また、例えば、小さ

な子供がいれば、家庭状況が変わっていないか、状態はどうなのか、今の状態で良いのか、支援を入れた方が良いのかなどを確認し、進行管理を行っている。

それから個別の事案に対しては、関係者が集まって対応するなど、臨機応変に市町村が声をかけて対応してもらっている。そういった形で、ネットワークについて、市町村単位で集まって実施している。

委員： 児童相談所は県の機関である。こんなにクローズアップされている児童相談所について、県レベルとして、今後の見通しはどうか。

事務局： 県として、福祉部と警察との情報共有のシステムが今年度から稼働し始めており、児童虐待情報の共有という動きが取れてきている。また、教育局で言うと、局内の関係課に必要なに応じて情報を入れるなど、意識して、連携を図るようにしている。野田市の事件であったように、こちらは知っていたけれど、あつちは知らなかったとか、そういう認識の錯誤が児童虐待を重大化させてしまうという原因だと思うので、その辺りの対応は、今後とも気を付けてやっていきたい。

委員： 埼玉県として、是非、色々なレベルで情報交換をやっていただき、埼玉県から少しでもこういう事件が少なくなるような方向で頑張っていただきたい。

以上で議事を終了する。

3 その他

○委員からは特に意見なし

○資料6「令和元年度人権教育実践報告会開催要項」に基づき、今年度の人権教育実践報告会について、以下の案内を行った。

7月下旬に、県内5会場（鴻巣市、狭山市、本庄市、秩父市、春日部市）で行う。

なお、全体会では開会行事及び小学生、中学生、高校生等による人権作文の発表と表彰を行う。また、分科会では女性・子供・高齢者・障害のある人・同和問題・外国人・その他の人権について実践報告及び研究協議を行う。

4 閉会